

## 仕 様 書

### 1 件 名

東京都民俗芸能大会実行委員会事務局業務等の委託

### 2 実施目的

東京都民俗芸能大会実行委員会の効率的で円滑な運営及び大会の効果的な広報を行うため、事務局業務等の委託を行う。

### 3 主たる履行場所

東京都民俗芸能大会実行委員会の事務局とする。ただし、事務局は受託者が設置場所を確保すること。

### 4 履行期間

業務委託契約翌日から2024年（令和6年）3月31日まで

### 5 委託条件

- (1) 受託者は、芸術文化のイベント及び民俗芸能に識見を有する事務局長及び職員を選定し、その名簿を実行委員会に提出して承認を受けること。
- (2) 受託者は、「東京都民俗芸能大会実行委員会」名義の口座を新設して通帳を管理し、本委託業務に関する出納の記録を保管し、必要に応じて東京都による監査を受けること。
- (3) 受託者は、東京都民俗芸能大会実行委員会の付託に基づき、綿密な連絡・調整の上で、委員長の命を受け事務を執行する。なお、事務の執行は事務局において行うこと。
- (4) 業務の履行に必要なパソコン等の事務用品は、受託者が用意すること。
- (5) 東京都民俗芸能大会としての電話番号、メールアドレスを設定すること（「広報東京都」に掲載し、都民からの問い合わせ対応を行うため）

### 6 委託内容

- (1) 実行委員会に関すること
  - ・実行委員会の開催（日程調整、会場の確保、ズーム会議の設定等）
  - ・会議資料の作成（案の段階で東京都、財団と調整の上、準備）
  - ・会議記録の作成（録音、議事録の作成）
  - ・委員謝礼の支払い（領収書の受領、源泉徴収等）
- (2) 事業計画・予算に関すること
  - ・事業計画案・予算案の作成・提案（大会テーマも含む）
  - ・次年度開催会場についての調査等
  - ・次年度開催会場との事前準備・調整等
- (3) 大会の企画制作に関すること
  - ・出演団体との出演交渉（出演者・演目・移動手段、出演料の調整、交渉、支払い等）
  - ・舞台演出案の作成（演出担当との調整）

- ・舞台監督・舞台技術者の選定・調整等
- (4) 広報に関すること
  - ・広報計画作成
  - ・ポスター・チラシ、パンフレット等の作成・配送
  - ・各種媒体を利用した広告宣伝、広報東京都への掲載手続き 等
- (5) 都民対応に関すること
  - ・ウェブ等による申し込み受付、当選者への通知、チケットの発行・送付 等
  - ・電話・メールによる問い合わせ対応 等
- (6) 大会実施に関すること
  - ・実施体制案（実施マニュアル）の作成（会場受付案内・誘導員の確保、楽屋の手配、票券管理等）
  - ・大会当日運営全般
  - ・演出、舞台監督、ホールとの調整
  - ・出演団体等との対応全般
  - ・アンケート等の作成と配布・回収、
  - ・大会記録の作成（写真、映像）
- (7) 事業報告書案の作成と決算案の作成に関すること
- (8) 物品管理、著作権管理、公印の管理等に関すること
- (9) 文京区教育委員会との共催事業の実施、連絡調整に関すること
  - ・文京区教育委員会との連絡調整
  - ・文京区民への広報計画の作成、実施（チラシ、ポスターの作成、配付）
  - ・申し込みの受付、入場券の発行
  - ・共催事業の円滑な実施運営全般（楽屋の手配、会場準備、案内誘導等）
  - ・報告書の作成
- (10) その他、上記業務に付随する業務全般に関すること

## 7 保険等の加入について

大会の実施にあたって必要とされる保険について、実行委員会の指示により加入すること。

## 8 支払方法

委託料の支払いは概算払いとし、受託者の請求に基づき支払う。なお、受託者は事業完了後、業務完了報告書を提出し、精算するものとする。

## 9 機密保持

- (1) 受託者は、本業務により得られた情報・データ等について、本件の目的以外に使用・流用をしてはならない。
- (2) 受託者は、本業務により得られた情報・データ等の使用・保存・処分には、細心の注意をもってあたり、外部に漏洩することのないように、万全の対策・体制を講じなければならない。

- (3) 受託者は、本業務等で入手した個人情報の取り扱いについて、「東京都個人情報保護条例」を遵守し、業務中及び業務後において、個人情報の漏洩がないよう、「個人情報の取扱いに関する特記事項」に則り、十分に注意を払わねばならない。
- (4) 受託者は、上記(3)に係る破棄・処分を行うに際しては、絶対に外部に記録等が漏洩することのないよう、書類等については裁断・焼却等を行い、CD-R及びハードディスク等の記録媒体に保存・保管されているデジタル情報については、修復できないように適切にデータ消去等を細心の注意をもって行わなければならない。

## 10 その他

- (1) 契約締結後、速やかに東京都民俗芸能大会実行委員会委員長と打ち合わせ、履行スケジュールや執行体制の調整を行い、作業開始にあたっては、東京都民俗芸能大会実行委員会委員長の承認を得ること。
- (2) 受託者は、委託業務の実施にあたっては、この契約によるほか、法令等を十分に遵守しなければならない。
- (3) 本業務委託により作成した制作物の著作権その他本業務により得た一切の権利は、東京都民俗芸能大会実行委員会に帰属する。
- (4) 本契約の履行にあたって、自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）に基づき、次の事項を遵守すること。
  - ①ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
  - ②自動車から排出される窒素化合物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車の利用に努めること。なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合は、速やかに提示又は提出すること。
- (5) 本委託仕様書に定めのない事項及び内容に疑義が生じた場合は、協議の上決定すること。